## 平成 27 年度高島市一般会計予算のうち 庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業の 予算執行に対する意見書

これまで、高島市役所の事務所の位置を、今津町今津から暫定使用 している新旭町北畑の現庁舎へ変更することについては、昨年の高島 市議会9月定例会、本年の3月定例会において、議会は当該条例の一 部を改正する条例案をそれぞれ否決してきたところである。

さらに、本年の3月定例会で可決成立した「高島市庁舎整備に関する住民投票条例」により、本年4月12日に執行された住民投票の結果は、現庁舎の改修および増築が18,565票、今津町今津への新築移転が8,692票となり、この条例第15条において「議会および市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。」と規定されていることを踏まえ、去る4月27日に開会された第2回臨時会において、市長は民意を反映すべきとして条例改正案を提出するものの、三度の否決となった。

現行の「高島市役所の位置を定める条例」に規定する今津町今津が 事務所の位置であることに変わりはないが、一方で市長提案の趣旨で ある災害発生時の防災体制や現庁舎の効率的な機能、さらには来庁者 への配慮すべきスペースの確保等、喫緊の課題対応の必要性も充分に 考慮しなければならない。

二元代表制の一翼を担う議会として、これ以上市政の運営を停滞させることは本意ではなく、地方創生の元年と言われる本年において、地方創生の取り組みに軸足を置きながら、安定した市政運営が展開されることについて、議会としても最大限の努力が求められている。

ついては、既に可決成立している平成27年度高島市一般会計予算のうち、庁舎増築整備事業および支所庁舎整備事業については、「高島市役所の位置を定める条例」の付則に規定されている現庁舎を「暫定の事務所の位置」とする趣旨を前提に、種々比較検討の上、必要最小限の経費により予算執行されることを求める。

意見書案提出者:清水日出夫 澤本 長俊

吹田 薫 宮内 英明

ービスの向

